

才 小金井市公民館運営審議会

7.5.-7

才 収 受
才 市 公 民 館

意見・提案シート

◆本審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、公民館本館庶務係にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、本審議会で資料として配付します。

第37期小金井市公民館運営審議会 第15回 審議会に

対する意見・提案シートです。

別紙2頁と提出します。

提出日 2025 年 5 月 7 日

氏 名

菅 名 七 三 雄

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市公民館本館 庶務係 担当：諏訪

〒184-0004 小金井市本町2-15-11 連絡先：042-383-1184

FAX：042-387-1226 E-mail：k020401@koganei-shi.jp

「小金井市公民館の施設使用料の導入について」（提言）案について

今回の審議会で、提言案が示されたので、その内容について検討し、再度、意見提案シートとして提出します。

- 1 今回の案は、公民館の施設使用料について、従来の無料から有料にする大きな変更案です。従来の行政、教育委員会の方針を変更し、なぜ、有料化するのかの根拠、理由をきちんと答申案に明記するよう要望します。

補足 令和3年3月・小金井市教育委員会発行の「小金井市公民館中長期計画」は、教育委員会の見解及び市や国の生涯学習にかかる動向を踏まえ、公運審とともに、取り組んだ計画で、市民のパブリックコメント、市民説明会、教育委員会、市議会の議論を経て、教育委員会が、発行したものと認識しています。

この計画の中で、市施設使用料の有料化については

- ① 公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法で保障されている学習権、すべての国民が等しく教育を受ける権利を実現するための社会教育設備です。公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により主体的に行われており、従来の考え通り、無料とします。
- ② 未利用時間については、規定を作り、有料での使用を認めます。

上記のごとくに、記述されています。

2 公民館の施設利用料の導入についての意見

公民館の施設利用料は、無料を継続すべきです。ただし、塾等営利目的で行われる事業等、本来の公民館の活動から逸脱している活動は、有料を検討する。

補足（1）上記の考えの根拠は、

上記中長期計画①および小金井市長、教育長あてに提出した「公民館の有料化に関する提言書」（令和6年6月12日）を参照ください。

（2）公民館活動と受益者負担の考え方について

公民館は、社会教育を実践する場であり、だれでもが利用でき、市民の関心事、地域の課題を取り上げ、皆で学び、話し合い、自分だけが豊かになり・成長するだけではなく、活動団体を立ち上げ、地域を住みやす

く豊かにする活動を多々しています。そして、これらの活動により、公民館を利用していない人にも恩恵・受益を与えています。したがって、公民館を利用する人のみが受益しているものではなく、公民館活動について、受益者負担の考えは、適用しないと思っています。

（このような活動がさらに増すように、公民館関係者は、日々努力する必要がありますが）

* 公民館講座から生まれた活動団体の一例

「老後問題研究会」、NPO 法人「こがねい子ども遊パーク」、「公民館のあすを考える会」等多数

3 今回の案の国の動向について

4 ページ（3）についての意見

今回紹介された令和5年12月14日付けの事務連絡および、令和5年12月の文部科学省の通知は、社会教育法の運用についての補足であり、憲法、教育基本法、社会教育法の問題・理念を変え、公民館施設使用料の有料化を促進するための事務連絡、通知ではない。

むしろ、教育の持つ公共性とすべての国民の教育を受ける権利から、たとえば、高校教育の無償化等、無償化の方向に進んでいるのでは。

* 上記事務連絡、通知は、現在公運審で検討されている「公民館活動団体における事例検討」には、参考となるかもしれないが。